

平成 28 年 6 月 15 日

東京運輸局長 殿

事業者名 日本リース株式会社

住 所 東京都稲城市百村 1072 番地

代表者名 松 原 一 正



### 安全管理規定変更届出書

このたび、安全管理規定を変更いたしましたので、道路運送法 22 条の 2 第 1 項および旅客自動車運送事業運輸規則第 47 条の 3 の規定に基づいて下記のとおり届出いたします。

記

1、氏名または名称および住所並びに法人にあっては代表者名

事業者名 日本リース株式会社

住 所 東京都稲城市百村 1072 番地

代表者名 松 原 一 正

2、実施予定日

平成 28 年 6 月 15 日

添付書類 変更した安全管理規定



安 全 管 理 規 程

日本リース株式会社



## 第1章総則

### (目的)

第1条 本規程は、道路運送法（以下「法」という）第22条の2第2項の規定および国土交通省から公表された「運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン～輸送の安全性の更なる向上に向けて～（平成22年3月）」に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 本規程は、当社の一般旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

### 第2章輸送の安全を確保するための事業の運営方針等

#### (輸送の安全に関する基本的な方針)

第3条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を充分に踏まえつつ、全従業員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を常に徹底させる。

2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不斷に見直すことにより、全従業員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

#### (輸送の安全に関する重点施策)

第4条 前項の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び本規定に定められた事項を遵守すること。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
- (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これらを適確に実施させる。

### 2 重点施策

- (1) 以下の内容を踏まえた「重点施策」を、年度毎の運輸安全マネジメントに関する取り組みにおいて策定し、従業員に周知徹底する。
  - i 安全方針に基づき、輸送の安全を確保するために必要な重点施策を策定する。
  - ii 数値等を用い可能な限り具体的な目標とする等、従業員が理解し易く、かつ、

モチベーションが高まるものとする。また、事後的にその達成状況を検証・評価できるものとする。

iii 事故やヒヤリ・ハットの発生状況、営業所等からの改善提案および輸送現場の安全に関する課題等を具体的かつ詳細に把握し、それらの課題の解決・改善に直結するものとする。

iv エリア毎の独自の施策についても盛り込むものとする。

(2) 重点施策について定期的に進捗・達成状況を把握するとともに、少なくとも1年毎にマネジメントレビューを行なう。

(協力)

第5条 本社と各営業所が密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努める。

### 第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施およびその管理体制

(社長の責務)

第6条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

2 社長は、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の整備等必要な措置を講じる。

3 社長は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。

4 社長は、輸送の安全を確保するための業務の実施および管理の状況が適切かを常に確認し、必要な改善を行なう。

5 社長は、次に掲げる事項について、主体的に関与し、別表1に示す安全管理体制の構築・運営を適切に実施する。

(1) 関係法令等の遵守と安全最優先の原則を従業員へ徹底する。

(2) 安全方針を策定する。

(3) 重点施策を策定する。

(4) 重大な事故等への対応を実施する。

(5) 安全管理体制を構築・改善するため、また、輸送の安全を確保するために、必要な要員、情報、輸送施設等（車両等）を使用できるようにする。

(6) 必要に応じてマネジメントレビューを実施する。

6 社長は、確固たる安全管理体制の実現を図るため、本規程に掲げる内容について、安全統括管理者により実施されることを主導する。

7 社長は、運輸安全マネジメントを推進させるため事故対策室を設置する。

(安全統括管理者の選任および解任)

第7条 社長が、取締役のうち、旅客自動車運送事業運輸規則第47条の5に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。

(1) 人事異動等により安全統括管理者の要件を満たさなくなったとき

- (2) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき
- (3) 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行なうことが困難になつたとき
- (4) 関係法令等の違反または輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行なうことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき

(安全統括管理者の責任・権限)

第8条 社長は、社長のリーダーシップの発揮、安全管理体制の適切な運営、社内の安全最優先意識の徹底を実効的とする観点から、安全統括管理者に、次に掲げる責任・権限を与える。

- (1) 安全管理体制の確保に必要な手順および方法を確立し、実施し、維持し、改善する。
- (2) 安全管理体制の課題または問題点を的確に把握する立場として、重点施策の進捗状況、情報伝達およびコミュニケーションの確保、事故等に関する情報、是正措置および予防措置の実施状況、安全管理体制の実施状況および改善の必要性の有無、その他必要と判断した情報等を的確に把握し、適時・適切に社長へ報告する。
- (3) 輸送の安全を確保するため、従業員に対して必要な教育または研修を行ない、関係法令等の遵守と安全最優先の原則を徹底する。
- (4) 輸送の安全に関する内部監査(以下「内部監査」という)を行ない、その結果を社長に報告する。
- (5) 運行管理が適正に行なわれるよう、営業所等の状況を充分に踏まえ、運行管理者を統括管理する。
- (6) 整備管理が適正に行なわれるよう、工場等の状況を充分に踏まえ、整備管理者を統括管理する。
- (7) 安全推進委員会を統括し、原則として四半期毎に安全推進会議を開催する。

(社内組織)

第9条 当社の自動車運送事業における輸送の安全の確保に関する組織体制および指揮命令系統は別表1のとおりとし、各々の役割を次のとおり規定する。

- (1) 安全統括管理者  
輸送の安全の確保に関する業務を統括する。
- (2) 従業員の責任・権限  
安全統括管理者は、安全管理体制を適切に確立し、実施し、維持するために必要な従業員の安全マネジメントに関する責任・権限を以下のとおり定め、該当する従業員にその責任・権限を与える。

2 輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統については、安全統括管理者が病

気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、担当取締役がその職務を代行する。

#### 第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施およびその管理方法 (関係法令等の遵守の確保)

第10条 輸送の安全を確保する上で必要な次の事項に係る関係法令等を遵守する。

- (1) 輸送に従事する要員の確保
- (2) 輸送施設の確保および作業環境の整備
- (3) 安全な輸送サービスの実施およびその監視
- (4) 事故等への対応
- (5) 事故等の再発防止措置および予防措置

2 安全統括管理者は、関係法令等の改正状況について、国土交通省HP、総務省HP、官報、バス事業団体の法改正情報等をモニタリングすることにより把握し、必要に応じて対応する。

3 個人情報保護のため、輸送の安全を確保する上で知り得たすべての情報について情報管理基本規程等を踏まえ、適切に管理する。

##### (重点施策の実施)

第11条 安全方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、重点施策を着実に実施する。

##### (輸送の安全に関する情報の共有および伝達)

第12条 安全統括管理者は、従業員との双方向の意思疎通を充分に行なうことにより、輸送の安全に関する情報が適時・適切に社内において伝達され、共有されるよう次項に掲げる取り組みを実施する。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせずに、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

2 情報伝達およびコミュニケーションを確保するために次のように規定する。

- (1) 安全統括管理者は、関係法令等の遵守および安全最優先の原則の重要性を、深く自覚するとともに従業員へ徹底する。
- (2) 従業員に、以下の輸送の安全の確保に係る的確な情報伝達およびコミュニケーションを実現する。
  - ① 管理者と営業所等との双方向コミュニケーションとして、トップダウンの一方のコミュニケーションだけでなく、営業所等の顕在的課題・潜在的課題等が営業所等から安全統括管理者に対してボトムアップされるコミュニケーションを確保する。
  - ② 係する部門間の情報の流れの滞りや共有不足等に起因する輸送の安全の確保に関するトラブル等を防止するため、従業員間において縦断的・横断的に輸送の安全の確保に必要な情報を共有する。
- (3) 関係法令等に従い、当社において輸送の安全を確保するために講じた措置、講じようとする措置等の輸送の安全に関わる情報を外部に対して公表する。また必要に

応じて、利用者に対し、利用者の不適切な行動が輸送の安全の確保に影響を与えるおそれがあることを伝える等の安全啓発活動を適時・適切に行なう。

(4) さらに、次に掲げるような措置を講ずる。

①輸送の安全の確保に関する情報のデータベース化と、それに対する適切な情報管理に基づく有効な活用手段の確保。

②安全統括管理者等への目安箱として、ヘルplineを設置。

(運行の管理と実施)

第13条 運行管理規程に基づき、安全かつ最良な方法にて管理・実施する。

(整備の管理と実施)

第14条 整備管理者服務規程に基づき、安全かつ最良な方法にて管理・実施する。

(事故、災害等に関する情報の報告等)

第15条 事故、災害等に関する情報の報告等および輸送の安全上のリスク（潜在的な危険）に対して次のように規定する。

(1) 安全統括管理者は、輸送の安全を確保するため、事故等に関する情報（不具合情報、リスク（輸送の安全上の潜在的課題）情報等を含む）の報告手順を定め、それらの情報を収集する。収集した情報のうち輸送の安全確保のために特に重要な情報については、社長まで適時・適切に報告する。

(2) 事故等に関する情報を明確にするために、営業所等からの情報収集に加え、社長の主体的な関与により、得られた報告を分類して整理し、営業所等における類似事例を明確にすること等により、輸送の現場におけるリスクを明確にする。

(3) 安全統括管理者は、前2号により把握した事故等に関する情報について、その根本的な原因を究明し、対策を立てるべき原因を絞り込み適切にその対応措置を講じる。その際、輸送の安全上のリスクとその課題が顕在化した場合の被害規模、被害程度の評価を含め実施する。

(4) 必要に応じ、事故、トラブルの再発防止の観点から、組織・個人を問わず、各種エラーや「事故の芽」となり得る事象やその対応措置については、第9条第3項を踏まえ、これらが確実に報告されるシステム構築に向けた環境整備を図る。

(5) さらに、不具合情報、リスク情報を明確にし、その対応措置を適切に講じるため、当社における対応措置のみならず、他の事業者や他のモードにおける事例を的確に活用する。

2 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害に関する報告連絡体制は、異常時対策規程別表第2（災害発生の通報自動車事業関係）の定めるところによる。

3 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者または社内の必要な部門等に速やかに伝達されるように努める。

4 安全統括管理者は社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、これが充分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行なう。

- 5 自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）に定める事故、災害等があった場合は、この規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告または届出を行なう。
- 6 重大な事故等への対応について次のように規定する。

- (1) 重大な事故等の場合には、異常時対策規程に基づき、応急措置、原因分析、再発防止対策等について全組織で迅速かつ的確な対応を図る。また、事故等の応急措置および復旧措置の実施、事故等の原因、被害等に関する調査および分析等に係る責任・権限等必要な事項を明らかにし、従業員へ周知する。
- (2) 必要な措置を実効的なものとするため、想定シナリオを作成し、必要に応じ、訓練を行なう。

(輸送の安全に関する教育および研修)

第16条 安全管理体制の確立、実施、維持に直接従事する従業員、すなわち、安全統括管理者等で安全管理に従事する者（各部門の責任者およびその補助者等）および内部監査を担当する者に対して、安全管理体制の確立等の必要性について理解させるため、次に掲げる事項に関し必要な教育・訓練を計画的に実施し、その有効性、効果を把握し、必要に応じ、当該教育・訓練の内容等の見直し・改善を図る。

- (1) 運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン
  - (2) 安全管理規程
  - (3) 関係法令等
- 2 安全統括管理者は、第5条の輸送の安全に関する目標を達成するべく、必要となる従業員に対し、自らの職業に自尊心を持って安全対策に取り組むことができるよう、次の事項に適切に取り組む。
    - (1) 必要な能力の習得および獲得した技能の維持のための教育・訓練・研修を計画的に実施した上で、その有効性、効果を把握・検証し、必要に応じ当該教育・訓練の内容等の見直し・改善を図る。
    - (2) 「事故」体験を共有する取り組みを行なう。

(内部監査)

第17条 安全統括管理者は、自らまたは安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全管理体制が適切に確立され、実施され、維持され、機能していることを確認するため、輸送の安全に関する内部監査実施要領に基づき、少なくとも1年に1回以上内部監査を実施する。また、重大な事故、災害等が発生した場合または同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合、その他特に必要と認められる場合には、緊急に内部監査を実施する。

- 2 内部監査の実施に当たっては、内部監査を受ける部門の業務に従事していない者が監査を実施する等、監査の客観性が確保できるようにする。
- 3 内部監査を効果的に実施するため、内部監査を担当する者（内部監査員）には、内部監査の方法等について、必要な教育・訓練を実施する。

- 4 内部監査の実施に当たっては、安全統括管理者がその重要性を従業員へ周知徹底する等の支援を行なう。
- 5 安全統括管理者は、内部監査の結果について改善すべき事項が認められた場合は、その内容を速やかに社長に報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置または予防措置を講じる。
- 6 安全統括管理者は、必要に応じ、外部の専門的機関に内部監査を委託することができる。

(マネジメントレビューと継続的改善)

第18条 安全管理体制のマネジメントレビューと継続的改善について次のように規定する。

(1) マネジメントレビュー

- ①安全管理体制の機能全般に関し、少なくとも1年毎にマネジメントレビューを行なう。さらに、重大事故等が発生した際は適宜実施する。
- ②マネジメントレビューの際には、安全管理体制の実施状況を確認し安全管理体制の改善の必要性と実施時期、必要となる資源等について評価を行なう。

(2) 継続的改善

- ①社長は、安全管理体制が適切に機能するように継続的に改善措置を行なう。
  - ②継続的改善を行なう際には、日常の業務実態および内部監査結果等から明らかになつた課題等についてその都度検討し、必要に応じ是正措置および予防措置を講じる。
- 2 惡質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般または必要な事項において現在よりも更に高度な安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

第19条 安全方針、重点施策、輸送の安全に関する目標および当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計、輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統、輸送の安全に関する計画、輸送の安全に関する予算等実績額、事故、災害等に関する報告連絡体制、安全統括管理者、安全管理規程、輸送の安全に関する教育および研修の計画、輸送の安全に関する内部監査結果およびそれを踏まえた措置内容については、毎年度5月末日までに外部に対して公表する。

2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対して公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第20条 安全管理体制の運用結果を記録に残すために、次に掲げる記録を作成し、適切に維持・管理する。

(1) 安全管理体制を構築・改善する上で基本となる記録

- ①安全統括管理者から社長への報告内容に関する記録
- ②事故等に関する情報の報告内容に関する記録

- ③安全管理体制の構築・改善に必要な教育・訓練に関する記録
  - ④内部監査に関する記録
  - ⑤マネジメントレビューに関する記録
  - ⑥是正措置および予防措置に関する記録
    - (2) 関係法令等により作成を義務付けられている記録
    - (3) その他安全管理体制を構築・改善する上で当社が必要と判断した記録
- 2 前項に掲げる記録およびその保存の方法は文書整理規程に定めるところによる。
- 3 記録の管理等に関しては、必要に応じて見直しを行なう。
- (所管部門)
- 第21条 本規程の所管部門は、事故対策室とし、必要に応じて細則を定めることができる。
- (規程の改廃)
- 第21条 本規程の改廃は、社則に定めるところによる。ただし、字句の訂正等、内容が軽微なものは、安全統括管理者の権限により行なうことができる。
- (付則)
- 本規程は、平成23年12月1日から施行する
- 追記 平成28年6月15日 第19条1項